

難聴児の補聴器購入費を助成します

奥出雲町では、身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴の児童の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため補聴器購入費の助成を行っています。

《対象児童》

- ・ 次の要件を全て満たす児童が対象です。
- ① 奥出雲町に住所を有する3歳以上18歳未満の方
- ② 聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方。もしくは両耳または片耳の聴力レベルが30デシベル未満であっても、医師が補聴器の装用の必要があると認めた方
- ④ 医師が補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると認めた方
※ 保護者及びその属する世帯の中に町民税所得割課税額が46万円以上の方がいる場合は助成の対象となりません。

《助成額》

助成額は、補聴器の種類に応じた基準額に3分の2を乗じた額です。ただし補聴器の購入費が基準額に満たない時は補聴器購入費の額に3分の2を乗じた額となります。

《助成対象補聴器・基準額》

補聴器の種類	1台あたりの基準額	耐用年数	備考
ポケット型	55,800円	5年	・ イヤーモールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円以内で必要な額を加算します。 ・ 修理及び電池・イヤーマールドのみの交換は対象外となります。
耳かけ型	67,300円		
耳あな型（レディメイド）	87,000円		
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円		
骨導式ポケット型	70,100円		
骨導式眼鏡型	120,000円		

《申請に必要なもの》

- ① 申請書 ② 医師の意見書 ③ 補聴器の見積書
- ※ 申請は、必ず購入前にしてください。購入後の申請は対象になりません。

☆ 詳しい手続き方法などについては下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

奥出雲町福祉事務所 福祉グループ
電話：54-2541 情報：31-5375

10月は里親月間です 里親になりませんか ～ご存知ですか？休日里親～

里親制度とは？

1. 里親の役割

里親とは、さまざまな事情により自分の家庭で生活できない子どもたちを、児童福祉法の規定に基づき、実親に代わって、家庭に受け入れ育てる制度です。

2. 里親の種類

◇親族里親

親の死亡・行方不明などの事情により両親に代わって子どもの扶養義務者及び配偶者である親族（祖父母・きょうだい等）が養育する里親

○養育里親

親と一緒に生活できるようになるまで養育する里親
休日・長期休暇のうち都合のよい日だけ預かることもできます。
※ 研修の受講が必要です
※ 養育する子どもは原則18歳未満

◇養子縁組里親

養子縁組によって、養親となることを希望する里親

○専門里親

特に支援が必要と認められた児童を専門的な知識を持って養育する里親
① 虐待等により心身に有害な影響を受けた子ども
② 非行等の問題を有する子ども
③ 障がいのある子ども

3. 里親の養育負担費

子どもの生活費、教育費、医療費などが支給され、子どもが事故にあった場合などの補償もあります。
また、養育里親（含専門里親）には、里親手当等が支給されます。
※ 養子縁組里親、親族里親には里親手当の支給はありません。

4. 里親の要件等

- ◎ 子どもの養育について理解と熱意と愛情を持っていること。
- ※ 詳細については、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

出雲児童相談所・出雲地区里親会
電話 0853-21-0007

